

平成29年12月26日
西日本高速道路株式会社
関 西 支 社

指名停止措置について

1. 指名停止業者

	指名停止業者		住所
①	大成ロテック株式会社	元請	東京都新宿区西新宿8-17-1
②	株式会社桑原組	元請	滋賀県高島市安曇川町西万木926

2. 指名停止期間： 平成29年12月26日から平成30年2月8日まで（1ヶ月2週間）

3. 指名停止措置対象地域： 地域1

4. 事実概要

本件は、関西支社が発注した「新名神高速道路 箕面舗装工事」において、橋梁ジョイント部を保護する敷鉄板を敷設した後、不陸整正を行う必要があったため、10tユニック車で片側を吊り上げ、レーキを使用して敷鉄板下の整正作業を実施していたところ、吊り上げていた敷鉄板がクレーンのフックから外れ、敷鉄板の下で作業していた作業員1名が敷鉄板に挟まれ死亡したものの。

5. 指名停止措置理由

安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年11月30日付要領第96号）」別表第1第7号該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領別表第1

措 置 要 件	地域及び期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先：西日本高速道路株式会社 関西支社 総務企画部 経理課

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
5	東京都

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。